# 【 医療法人 モデル定款】

#### 別添1

社団医療法人の定款例

医療法人〇〇会定款

第1章 名称及び事務所

第1条 本社団は、医療法人○○会と称する。

第2条 本社団は、事務所を○○県○○郡(市)○ ○町(村)○○番地に置く。

#### 第2章 目的及び事業

第3条 本社団は、病院(診療所、介護老人保健施 設、介護医療院)を経営し、科学的でかつ適正な 医療(及び要介護者に対する看護、医学的管理下 の介護及び必要な医療等)を普及することを目的 とする。

第4条 本社団の開設する病院(診療所、介護老人 保健施設、介護医療院)の名称及び開設場所は、 次のとおりとする。

- ○○県○○郡(市)○○町(村) (1) ○○病院
- (2) ○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村)
- (3) 〇〇園 ○○県○○郡(市)○○町(村)
- (4) ○○介護医療院 ○○県○○郡(市)○○町
- (村)
- 2 本社団が○○市(町、村)から指定管理者とし て指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人 保健施設、介護医療院)の名称及び開設場所は、 次のとおりとする。
  - ○○県○○郡(市)○○町(村) (1) 〇〇病院
  - (2) ○○診療所 ○○県○○郡(市)○○町(村)
  - ○○県○○郡(市)○○町(村) (3) ○○園
  - (4) ○○介護医療院 ○○県○○郡(市)○○町 (村)
- 第5条 本社団は、前条に掲げる病院(診療所、介 護老人保健施設、介護医療院)を経営するほか、 次の業務を行う。

考 備

### ※地域名単独・診療科単独等 同業類似不可

### (固有名クリニックとの組合わせは可能)

- ・事務所については、複数の事務所 を有する場合は、すべてこれを記 載し、かつ、主たる事務所を定め ること。
- ・病院、診療所、介護老人保健施設 又は介護医療院のうち、開設する 施設を掲げる。(以下、第4条、第 5条、第27条第3項及び第28条 第5項において同じ。)
- ・介護老人保健施設又は介護医療院 のみを開設する医療法人について は、「本社団は、介護老人保健施設 (又は介護医療院)を経営し、要 介護者に対する看護、医学的管理 下の介護及び必要な医療等を普及 することを目的とする。」とする。

※分院等開設可能

理事長と複数院長の分離可能(施設長)

- ・本項には、地方自治法(昭和22年 法律第67号) に基づいて行う指定 管理者として管理する病院(診療 所、介護老人保健施設、介護医療 院)の名称及び開設場所を掲げる。 行わない場合には、掲げる必要は ない。(以下、第27条第3項及び 第28条第5項において同じ。)
- ・本条には、医療法(昭和23年法律 第 205 号。以下「法」という。) 第 42 条各号の規定に基づいて行う附

### ○○看護師養成所の経営

第3章 資産及び会計

- 第6条 本社団の資産は次のとおりとする。
  - (1) 設立当時の財産
  - (2) 設立後寄附された金品
  - (3) 事業に伴う収入
  - (4) その他の収入
- 2 本社団の設立当時の財産目録は、主たる事務所 において備え置くものとする。
- 第7条 本社団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。
  - $(1) \cdot \cdot \cdot$
  - $(2) \cdot \cdot \cdot$
  - $(3) \cdot \cdot \cdot$
- 2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会 及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に 供することができる。
- 第8条 本社団の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。
- 第9条 資産のうち現金は、医業経営の実施のため 確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信 託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え 保管する。
- 第 10 条 本社団の収支予算は、毎会計年度開始前 に理事会及び社員総会の議決を経て定める。
- 第 11 条 本社団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。
- 第 12 条 本社団の決算については、事業報告書、 財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「事 業報告書等」という。)を作成し、監事の監査、 理事会の承認及び社員総会の承認を受けなけれ ばならない。
- 2 本社団は、事業報告書等、監事の監査報告書及 び本社団の定款を事務所に備えて置き、社員又は 債権者から請求があった場合には、正当な理由が ある場合を除いて、これを閲覧に供しなければな らない。
- 3 本社団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業 報告書等及び監事の監査報告書を○○県知事に 届け出なければならない。

帯業務を掲げる。行わない場合に は、掲げる必要はない。

・不動産、運営基金等重要な資産は、 基本財産とすることが望ましい。

### ※決算期は任意

(個人は歴年:1月~12月)

・任意に1年間を定めても差し支えない。(法第53条参照)

#### (決算の承認)

・※社員総会・理事会の開催、監事監査

・2以上の都道府県の区域において 病院、診療所、介護老人保健施設 又は介護医療院を開設する医療法 人については、主たる事務所の所 在地の都道府県知事に届け出るも 第 13 条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。

第4章 社員

- 第 14 条 本社団の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。
- 2 本社団は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。
- 第 15 条 社員は、次に掲げる理由によりその資格 を失う。
  - (1) 除 名
  - (2) 死 亡
  - (3) 退 社
- 2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社団 の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあっ た者は、社員総会の議決を経て除名することがで きる。
- 第 16 条 やむを得ない理由のあるときは、社員は その旨を理事長に届け出て、退社することができ る。

第5章 社員総会

- 第 17 条 理事長は、定時社員総会を、毎年○回、 ○月に開催する。
- 2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。
- 3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から社 員総会の目的である事項を示して臨時社員総会 の招集を請求された場合には、その請求があった 日から20日以内に、これを招集しなければなら ない。
- 4 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに、その社員総会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。
- 第 18 条 社員総会の議長は、社員の中から社員総会において選任する。
- 第 19 条 <u>次の事項は、社員総会の議決を経なけれ</u> ばならない。
  - (1) 定款の変更
  - (2) 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)
  - (3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更

のとする。

- ※平成19年3月以前設立の医療法人は「出資持分あり」のため医療 法人に内部留保増加
- →相続税負担増
- →MS法人を設立し所得分散

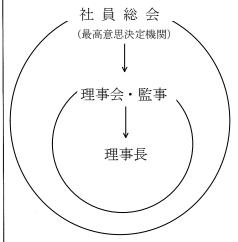
- ・退社について社員総会の承認の議 決を要することとしても差し支え ない。
  - ・定時社員総会は、収支予算の決定 と決算の決定のため年2回以上開 催することが望ましい。
- ・5分の1を下回る割合を定めることもできる。
- ・招集の通知は、定款で定めた方法 により行う。書面のほか電子的方 法によることも可。
- ※社員総会は医療法人の最高意思決定機関(重要事項は社員総会の決議事項)

- (4) 収支予算及び決算の決定又は変更
- (5) 重要な資産の処分
- (6) 借入金額の最高限度の決定
- (7) 社員の入社及び除名
- (8) 本社団の解散
- (9) 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定
- 2 その他重要な事項についても、社員総会の議決を経ることができる。
- 第 20 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。
- 2 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の 定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の 過半数で決し、可否同数のときは、議長の決する ところによる。
- 3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。
- 第 21 条 社員は、社員総会において各 1 個の議決 権及び選挙権を有する。
- 第 22 条 社員総会においては、あらかじめ通知の あった事項のほかは議決することができない。た だし、急を要する場合はこの限りではない。
- 2 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。
- 3 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出し なければならない。
- 第 23 条 社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該事項につきその議決権を 行使できない。
- 第 24 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 第 25 条 社員総会の議事についての細則は、社員 総会で定める。

第6章 役員

- 第26条 本社団に、次の役員を置く。
  - (1) 理事 ○名以上○名以内 うち理事長 1 名
  - (2) 監事 〇名

## 【 医療法人社団 清水会 】



※株式会社は出資額に応じて議決権を有する

# ※社員及び理事3名以上 ※監事1名以上

・原則として、理事は3名以上置かなければならない。都道府県知事の認可を受けた場合には、1名又は2名でも差し支えない。(法第46条の5第1項参照)なお、理事を

- 第 27 条 <u>理事及び監事は、社員総会の決議によっ</u> て選任する。
- 2 理事長は、理事会において、理事の中から選出する。
- 3 本社団が開設(指定管理者として管理する場合を含む。)する病院(診療所、介護老人保健施設、介護医療院)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。

### ※院長は必ず理事

- 4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超 える者が欠けたときは、1月以内に補充しなけれ ばならない。
- 第 28 条 理事長は本社団を代表し、本社団の業務 に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする 権限を有する。
- 2 理事長は、本社団の業務を執行し、

(例1) 3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(例2) 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

- 3 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。
- 4 監事は、次の職務を行う。
  - (1) 本社団の業務を監査すること。
  - (2) 本社団の財産の状況を監査すること。
  - (3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会 計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終 了後3月以内に社員総会及び理事会に提出す ること。
  - (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社団

1名又は2名置くこととした場合 でも、<u>社員は3名以上置くことが</u> 望ましい。

### ※社員総会が理事・監事を選任

- ・病院、診療所、介護老人保健施設 又は介護医療院を2以上開設する 場合において、都道府県知事(2 以上の都道府県の区域において 院、診療所、介護老人保健施設 院、診療所、介護老人保健施設 は介護医療院を開設する医療 は介護医療院を開設する医所の はでは主たる事務所の野理者といる 場合は、管理者(指定管理者を除 く。)の一部を理事に加えない も、できる。(法第46条の5第6項 参照)
- ・理事の職への再任を妨げるものではない。

### ※理事長が社団を総理する

・この報告は、現実に開催された理 事会において行わなければなら ず、報告を省略することはできな い。

- の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若 しくはこの定款に違反する重大な事実がある ことを発見したときは、これを○○県知事、社 員総会又は理事会に報告すること。
- (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- 5 監事は、本社団の理事又は職員(本社団の開設 する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医 療院(指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者その他の職員を含む。) を兼ねてはなら ない。
- 第 29 条 <u>役員の任期は2年とする。ただし、</u>再任 を妨げない。 **★**
- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第 26 条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
- 第30条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、 出席した社員の議決権の3分の2以上の賛成が なければ、決議することができない。
- 第31条 役員の報酬等は、
  - (例 1) 社員総会の決議によって別に定めるところ により支給する。 **↑**
- (例2)理事及び監事について、それぞれの総額が、 ○○円以下及び○○円以下で支給する。
  - (例3) 理事長〇円、理事〇円、監事〇円とする。

※毎年、理事報酬改定可能 ※理事退職金も「社員総会」で決議

### 《監事》

※基本的に職員・取引先の役員・ 理事親族・顧問税理士は不可 (運用は都道府県によって多少異なる)

※二年毎に法務局 登記申請必要 ※毎年決算後「資産総額変更」 登記申請必要

- 3分の2を上回る割合を定めることもできる。
- ・役員の報酬等について、定款にそ の額を定めていないときは、社員 総会の決議によって定める必要が ある。
- ・定款又は社員総会の決議において 理事の報酬等の「総額」を定める 場合、各理事の報酬等の額によるの 額の範囲内で理事会の決議によっ で定めることも差し支えない。た だし、監事が2人以上あるとさ だし、監事が2人以上あるとに 監事の報酬等の「総額」を定める 場合は、各監事の報酬等は、その 額の範囲内で監事の協議によっる はよりる。また、「総額」を上りらな ければ、再度、社員総要ではない。 ることは必ずしも必要ではない。

- 第 32 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする 場合には、理事会において、その取引について重 要な事実を開示し、その承認を受けなければなら ない。
  - (1)自己又は第三者のためにする本社団の事業の 部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする本社団との取引
  - (3)本社団がその理事の債務を保証することその 他その理事以外の者との間における本社団と その理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞な く、その取引についての重要な事実を理事会に報 告しなければならない。
- 第 33 条 本社団は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。
- 2 本社団は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本社団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 理事会

- 第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 第 35 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
  - (1) 本社団の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3)理事長の選出及び解職 🗸
  - (4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定
  - (5)多額の借財の決定
  - (6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定
  - (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定
- 第36条 理事会は、
  - (例1) 各理事が招集する。
- (例2) 理事長(又は理事会で定める理事)が招集する。この場合、理事長(又は理事会で定める理事)が欠けたとき又は理事長(理事会で定める理事)に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 2 理事長(又は理事会で定める理事、又は各理事)

・本条を規定するか否かは任意。

※理事会で二年に一度 理事長選出

・原則、各理事が理事会を招集する が、理事会を招集する理事を定款 又は理事会で定めることができ る。 は、必要があると認めるときは、いつでも理事会 を招集することができる。

- 3 理事会の招集は、期日の1週間前までに、各理 事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通 知を発しなければならない。
- 4 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の 全員の同意があるときは、招集の手続を経ること なく開催できる。
- 第37条 理事会の議長は、理事長とする。
- 第38条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別 段の定めがある場合を除き、議決事項について特 別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数 が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議 の目的である事項について提案した場合におい て、その提案について特別の利害関係を有する理 事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により 同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があ ったものとみなす。ただし、監事がその提案につ いて異議を述べたときはこの限りでない。
- 第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事 録に署名し、又は記名押印する。
- 第40条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

第8章 定款の変更

第 41 条 <u>この定款は、社員総会の議決を経、かつ</u>、 <u>○○県知事の認可を得なければ変更することが</u> できない。

第9章 解散、合併及び分割

- 第42条 本社団は、次の事由によって解散する。
  - (1) 目的たる業務の成功の不能
  - (2) 社員総会の決議
  - (3) 社員の欠亡
  - (4) 他の医療法人との合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 設立認可の取消し
- 2 本社団は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。

・1週間を下回る期間を定めることもできる。

- ・過半数を上回る割合を定めること もできる。
- ・本項を規定するか否かは任意。

・署名し、又は記名押印する者を、 理事会に出席した理事長及び監事 とすることも可。

※定款変更は県の許認可事項

※その他 役員変更届出等

- 3 第1項第1号又は第2号の事由により解散す る場合は、○○県知事の認可を受けなければなら ない。
- 第 43 条 本社団が解散したときは、合併及び破産 手続開始の決定による解散の場合を除き、理事が その清算人となる。ただし、社員総会の議決によ って理事以外の者を選任することができる。
- 2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本社 団が解散した場合には、○○県知事にその旨を届 け出なければならない。
- 3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、 当該職務を行うために必要な一切の行為をする |※「本社団が解散した場合の残余財 ことができる。
  - (1) 現務の結了
  - (2) 債権の取立て及び債務の弁済
  - (3) 残余財産の引渡し
- 第 44 条 本社団が解散した場合の残余財産は、合 併及び破産手続開始の決定による解散の場合を 除き、次の者から選定して帰属させるものとす る。
  - (1) 国
  - (2) 地方公共団体
  - (3) 医療法第 31 条に定める公的医療機関の開設
  - (4) 都道府県医師会又は郡市区医師会 (一般社団 法人又は一般財団法人に限る。)
  - (5) 財団たる医療法人又は社団たる医療法人で あって持分の定めのないもの
- 第 45 条 本社団は、総社員の同意があるときは、 ○○県知事の認可を得て、他の社団たる医療法人 又は財団たる医療法人と合併することができる。
- 第 46 条 本社団は、総社員の同意があるときは、 ○○県知事の認可を得て、分割することができ る。

第10章 雜則

- 第47条 本社団の公告は、
- (例1) 官報に掲載する方法
- (例2) ○○新聞に掲載する方法
- (例3) 電子公告(ホームページ)

によって行う。

(例3の場合)

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の 電子公告をすることができない場合は、官報(又

### (旧モデル定款)

産は、払込済出資額に応じて分 配するものとする」 (内部留保増→相続税負担増)

### (新モデル定款)

※「解散時の残余財産の帰属は国又 は地方公共団体に帰属」 (内部留保増→相続税関係なし)

※原則 後戻り不可

(個人→ 医療法人 →個人 × )

は〇〇新聞)に掲載する方法によって行う。 第 48 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員	
総会の議決を経て定める。	
附 則   本社団設立当初の役員は、次のとおりとする。	・法第 44 条第 4 項参照。
理事長〇〇〇	
理 事 〇 〇 〇	
同〇〇〇〇	
監事〇〇〇	
同〇〇〇〇	